

保健師 だより **忘れていませんか?お子さんの予防接種**
part57 **こども予防接種週間:平成21年2月28日(土)~3月8日(日)**

2月28日から3月8日は「こども予防接種週間」です。予防接種とは、はしかや百日咳のような感染症の原因となるウィルスや細菌の力を弱めてつくったワクチンを体に接種して、あらかじめその病気に対する抵抗力をつくるものです。“今ではもうほとんどかかる事が無いから接種しなくてもいい”、“副反応が心配”という人もいますが、**病気の流行は多くの方が接種をしなければ防ぐことができません**。現在の状況は予防接種によって流行が抑えられているのであり、接種率が下がると再び流行する恐れがあります。数年前に麻疹(はしか)が全国的に流行した事は皆さんの記憶にあたらしいのではないのでしょうか。

予防接種週間の期間中は、土曜日・日曜日に予防接種が行える医療機関もあります。この機会にお子さんの母子手帳にある予防接種記録を読み返し、接種忘れがあれば受けるようにしましょう。ワクチンの種類によって接種対象となる年齢や回数・間隔が違います。また、MR ワクチン(麻疹・風疹混合ワクチン)は下記の通り接種対象年齢が拡大されていますのでぜひご確認ください。

〈お問い合わせ先〉 嘉手納町役場 いきいき健康課 TEL956-1111(内線154)



***今年度から、MR ワクチン(麻疹・風疹混合ワクチン) 予防接種の対象年齢が拡大されています**

2012年の麻疹排除を目標に、麻疹と風疹の定期予防接種対象が現在の第1期、第2期に加えて、**2008年4月1日から2013年3月31日までの5年間の期限付き**で、第3期、第4期まで拡大されています。その結果、これまで麻疹と風疹の予防接種を1回しか受けていない年齢の子がこの期間で2回目の接種を受けることになり、麻疹の流行を抑えることとなります。

感染症の流行を防ぐには予防接種実施率95%以上が目標とされていますが、嘉手納町のMR 予防接種の第2期以降の接種率は低く、**第2期 51.9%、第3期 57.4%、第4期 51.8%(H20. 10月末現在)**にとどまっているのが現状です。このままでは**将来的に流行を防ぐ事が困難になる恐れ**があります。対象にあたる方は、年度内(3月31日まで)に忘れずに予防接種を受けましょう。

- 【第1期】 1歳児
- 【第2期】 小学校入学前年度の1年間(幼稚園年長)にあたる児
- 【第3期】 中学1年生相当世代(平成7年4月2日~平成8年4月1日生まれ)
- 【第4期】 高校3年生相当世代(平成2年4月2日~平成3年4月1日生まれ)



※すでに麻疹・風疹とも予防接種を受けている、またはいずれかの予防接種を受けたお子さんもMRワクチンの接種対象となります。

※第1期の対象者については年齢に達し次第、随時受診票を送付しております。第2~4期の対象者については年度初めに受診票を送付しております。お手元に受診票が無い場合は、町役場にて配付しておりますのでご連絡ください。

※嘉手納町では平成21年3月末まで、第1期または第2期の予防接種を受けていない7歳6ヶ月未満の対象期間外のお子さんについて、1回の費用については公費で負担しております。7歳6ヶ月未満のお子さんがある保護者の方は、母子手帳を確認してこの機会にぜひ接種するようお勧めいたします。

◎ 健康相談日のご案内 ◎

- ・ 健康相談 毎週木曜日 午前9時~午前11時30分 町役場保健師室
- ※健診結果や健康手帳などがありましたら、ご持参ください。



裁定請求書が事前に送付されたときは

年金 だより

~ 裁定請求書の質問にお答えします ~

Q. 裁定請求書(事前送付用)が年金支給年齢の3ヶ月前に送られてくるのはなぜですか。

A. 裁定請求書(事前送付用)を年金支給年齢の3ヶ月前に送付することとしているのは、年金の手続きを行う方の中には、あらかじめ記録の確認が必要な方や整備されていない方がいることから、これらの方について記録確認・整備に要する期間として、3ヶ月程度必要と考えているためです。

Q. 裁定請求書(事前送付用)は、いつ頃、どういった方に送付されるのですか。

- A.** ① 60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生する方に対し、60歳に到達する3ヶ月前に基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「裁定請求書(事前送付用)」を社会保険業務センターからご本人あてに送付します。
- ② 65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金(厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方)の受給権が発生する方に対し、65歳に到達する3ヶ月前に年金加入記録等をあらかじめ印字した「裁定請求書(事前送付用)」を社会保険業務センターからご本人あてに送付します。

Q. 年金に関するお知らせ(ハガキ)はいつ頃、どういった方に送付されるのですか。

- A.** ① 65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金(厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方)の受給権(年金を受け取る権利)が発生する方に対し、60歳到達月の3ヶ月前に、年金の受給資格がある旨及び特別支給の老齢厚生年金の受給権(注)について記載した「年金に関するお知らせ(ハガキ)」を社会保険業務センターからご本人あてに送付します。
- ② 社会保険庁が基礎年金番号で管理する年金加入記録のみでは、老齢基礎年金の受給資格(期間要件)が確認できない方に対し、60歳到達月の3ヶ月前に、年金加入期間の確認、年金請求の手続きなどをお知らせする「年金に関するお知らせ(ハガキ)」を社会保険業務センターからご本人あてに送付します。

(注) 厚生年金保険の加入期間が12ヶ月未満であった方が、12ヶ月以上になったときには、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。



※詳しくは、国民年金係までお問い合わせください。
 嘉手納町役場 町民課 国民年金係 TEL 956-1111 内線(141・147)

年金は世代と世代の支えあい

公的年金制度は、現役で働く世代が高齢者の世代の年金を負担するという「世代と世代の支えあい」が基本となっています。支払われる年金は①年金保険料と②税金で賄われています。